

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第80号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

別表第1右京区役所の項中「宕陰出張所」を 「宕陰出張所  
京北出張所」 に改める。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（総務局人事部給与課）